

# めむろ人まち育て助成金要綱

平成 24 年 4 月 1 日  
平成 25 年 4 月 23 日 一部改正  
平成 26 年 1 月 23 日 一部改正  
平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

## (目的)

第 1 条 「めむろ人まち育て助成金」は、町民が自ら有する知識や経験、能力を活かし、自ら企画実施する活動に対して経費の一部を支援することにより、町民の活動の活性化と活動団体の育成を推進し、芽室町における人と地域づくりに寄与することを目的とする。

## (助成対象)

第 2 条 交付対象は町内に所在する民間団体(法人、任意の種別を問わない)および個人とする。

## (助成対象事業)

第 3 条 交付の対象となる事業は、芽室町における人と地域づくりに寄与する活動のうち、町内を中心に活動する次の事業とする。

- (1)町民が自ら有する知識や経験、能力を生かし、自ら企画実施する事業
- (2)町民の活動の活性化と活動団体の育成を推進する事業
- (3)その他町長が特に認める事業

## (助成対象外事業)

第 4 条 前条第 1 号及び第 2 号の事業のうち、次のいずれかに該当する事業は交付の対象外とする。

- (1)本町の他の補助金の交付を受けている事業
- (2)営利を目的とする事業
- (3)特定の個人または団体の利益のみに寄与する事業
- (4)政治活動、宗教活動を行う事業

## (助成対象経費)

第 5 条 助成対象事業に係わる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業を実施するため直接必要な経費のうち、別表第 1 に定める通りとする。

## (助成事業の種類及び助成金の額等)

第 6 条 交付される助成金の額は、別表第 2 に掲げる区分に応じた助成基準額と、事業予算書(別記様式第 4 号)において算定される助成内定額、ならびに事業完了後に提出される事業決算書(別記様式第 8 号)において算定される助成決算額のうち、いずれか最も少ない額とする。

2 助成金は予算の範囲内とする。

## (助成の要望申請)

第 7 条 助成金の交付を受けようとする団体、個人(以下「申請者」という。)は、めむろ人まち育て助成金要望申請書(別記様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、めむろ町民活動支援センター運営委託団体(以下「運営委託団体」とする。)に提出しなければならない。

- (1)事業企画書(別記様式第 2 号)

- (2)年間活動計画書（別記様式第3号）
- (3)事業予算書（別記様式第4号）
- (4)その他、事業に関わる資料等の書類（任意）

2 同一の申請者は、複数の事業について、前項の要望書を提出してはならない。

（審査および選考）

第8条 めむろ人まち育て助成金は、町内の有識者、芽室町職員などから構成する審査委員会が審査会における調査審議の上、助成金交付の可否を決定する。

2 審査会は、予算の範囲内において年度内に複数回開催することができる。

3 審査の方法は、別表第3に規定するとおりとする。

4 運営委託団体は、前項の審査により決定される助成金交付の可否について、可とされた事業（以下、「交付決定事業」という。）については助成金額を内定し、交付が決定した申請者（以下「交付決定者」とする。）に対し助成金交付の決定および助成内定額を通知し、不可とされた事業については、申請者に対し助成金不交付の決定を通知する。

（助成事業の中止および廃止）

第9条 交付決定者は、交付決定事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ、めむろ人まち育て助成金事業中止(廃止)届出書（別記様式第5号）を運営委託団体に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、めむろ人まち育て助成金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて運営委託団体に提出しなければならない。

- (1)事業報告書（別記様式第7号）
- (2)事業決算書（別記様式第8号）
- (3)その他、領収書や資料など運営委託団体が必要とする書類

（助成金額の確定）

第11条 運営委託団体は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、第6条に規定する方法で助成金の額を確定し、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（交付の申請と交付）

第12条 助成金の交付を受けようとする交付決定者は、めむろ人まち育て助成金交付申請書(別記様式第9号)を運営委託団体に提出しなければならない。

2 運営委託団体は、前項に規定する申請を受けたときは、運営委託団体が定める期日までに、交付決定者に対して助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第13条 運営委託団体は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部または一部を取り消し、助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1)偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2)助成金交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。